瀬戸市物品等事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市が行う物品購入、賃貸借、業務委託及びその他(以下「物品等」という。)の入札のうち入札後に入札価格の低い者から一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札者として決定する一般競争入札(以下「物品等事後審査型一般競争入札」という。)を実施するに当たり必要な事項を定める。

(対象物品等)

- 第2条 物品等事後審査型一般競争入札の対象となる物品等(以下「対象物品等」 という。)は、次の各号に掲げる物品等の区分に応じて、当該各号に定める予定価 格の額を超える物品等のうち市長が定めるものとする。
 - (1) 物品購入 150万円
 - (2) 賃貸借 80万円
 - (3) 業務委託 100万円
 - (4) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円 (入札参加資格等の公告)
- 第3条 物品等事後審査型一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。) に必要な資格及び入札実施の公告は、瀬戸市契約規則(昭和40年瀬戸市規則第 18号)第7条及び第8条の規定に基づき行う。

(入札参加資格要件)

- 第4条 物品等事後審査型一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。) は、次の各号に掲げる資格要件を備えなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定 に該当しない者であること。
 - (2) 瀬戸市競争入札参加資格者名簿(物品等)に登録されていること。
 - (3) 対象物品等の入札公告日から開札日までの間、瀬戸市指名停止取扱要領(平成13年8月1日施行)に基づき、指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成23年9 月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結)及び瀬戸市が行う契約等か

- らの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成19年12月1日施行)に基づく 排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

(入札参加申請等)

- 第5条 入札参加者は、入札公告に記載された期間内に入札するものとする。 (落札候補者の決定)
- 第6条 物品等事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者(最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者)を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。
- 2 前項の落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格の確認)

- 第7条 落札候補者は、入札公告に記載の期日までに、別に定める入札参加資格確認申請書その他指示する書類(以下「申請書等」という。)に必要事項を記入のうえ、提出しなければならない。
- 2 市長は、開札後に落札候補者から提出された申請書等を基に、入札参加資格要件(以下「参加要件」という。)を審査し、参加要件を満たす場合は当該落札候補者を落札者とする。
- 3 前項の規定による審査の結果、落札候補者が参加要件を満たさない場合は、当 該落札候補者の入札を無効とする。この場合において、次順位者を新たな落札候 補者とし、前条の規定により当該落札候補者に対する次順位者を決定し、前項の 審査を行うものとする。
- 4 前項に規定する審査は、入札参加者のうち落札者が決定するまで行うものとす

る。

5 市長は、第3項の規定により入札を無効と決定した落札候補者に対して、速や かに入札無効の旨を通知するものとする。

(入札の中止等)

第8条 市長は、事故が発生した場合、不正な行為等により必要があると認める場合は、入札の延期若しくは中止又は取消しを行うことができる。

(入札結果の公表等)

第9条 この要領により一般競争入札に付した対象物品等の入札及び契約に関する情報の公表については、瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領 (平成15年4月1日施行)の定めるところにより公表するものとする。 (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。